

## 平成 30 年度 大宜味村人事行政の運営等の状況

### 趣旨

任命権者が報告した平成 30 年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修並びに福祉及び利益の保護等、人事行政の運営の状況について、大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 20 年条例第 16 号）第 4 条の規定により公表するものである。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用の状況

職員の採用の状況（平成 30 年度）

（単位：人）

区 分	受験者数			合格者数				
	上級	中級	初級	上級	中級	初級		
一般行政職	12	4	5	3	5	2	3	0
事務職	9	4	2	3	4	2	2	0
保育士	3	0	3	0	1	0	1	0
学芸員	0	0	0	0	0	0	0	0
技術職	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	0	0			0	0		
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。（以下(2)において同じ）

- 1 一般行政職 2～3 までに掲げる職員以外の職員
- 2 医療職 医療職給料表が適用される職員
- 3 現業職 現業職給料表が適用される職員

#### (2) 職員の退職の状況

退職の状況（平成 30 年度）

（単位：人）

区 分	定年退職	早期退職	その他					合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	3	2	0	0	0	0	0	5
事務職	2	1	0	0	0	0	0	3
保育士	1	1	0	0	0	0	0	2
学芸員	0	0	0	0	0	0	0	0
技術職	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年職員 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職
- 2 早期退職 早期退職募集制度による退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第 28 条第 1 項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第 29 条の規定による免職
- 6 失 職 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職

### (3) 職員数の状況

各年 4 月 1 日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

#### 職員数の状況

(各年 4 月 1 日現在 単位：人)

部門	区分	職員数			対前年増減数			H30 年度分の 増減理由
		H28	H29	H30	H28	H29	H30	
一般行政 部門	議 会	2	2	2	0	0	0	
	総務企画	18	18	16	1	0	Δ 2	
	税 務	4	4	5	0	0	1	
	民 生	17	18	18	Δ 1	1	0	
	衛 生	5	6	6	0	1	0	
	農林水産	7	7	7	0	0	0	
	商 工	2	2	3	0	0	1	ふるさと納税業務等 に伴う増
	土 木	4	4	5	0	0	1	ビジターセンター業 務に伴う増
	小 計	59	61	62	0	2	1	
特別行政 部門	教 育	11	13	13	Δ 2	2	0	
公営企業 等会計部 門	水 道	2	2	2	0	0	0	
	その他	1	1	1	0	0	0	
	小 計	3	3	3	0	0	0	
合 計		73	77	78	Δ 2	4	1	

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2) 及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

#### (4) 年齢別職員構成の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

(単位：人、%)

区分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上
職員数	0	6	9	6	18	11	9	3	5	4	7	0
構成比	0	7.7	11.5	7.7	23.1	14.1	11.5	3.9	6.4	5.1	9.0	0

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口(平成30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考)平成29年度の人件費率
H30年度	人 3,069	千円 4,052,459	千円 214,201	千円 646,953	% 16.0	% 18.9

### (2) 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B÷A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
H30年度	人 75	千円 248,301	千円 28,626	千円 97,197	千円 374,124	千円 4,988

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成30年4月1日現在の人数である。

### (3) 職員の平均給与月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		医療職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
大宜味村	267,000円	36.6歳	291,700円	52.3歳	288,300円	35.2歳

備考 表中「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

### (4) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		大宜味村	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円
医療職	大学卒	210,900円	—
技能労務職	高校卒	144,500円	—

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,400円	336,000円	—	389,400円
	高校卒	205,100円	277,800円	—	384,600円
技能労務職	高校卒	—	—	281,300円	295,100円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに大宜味村に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の 構成比	5年前の 構成比
1級	定型的な業務を行う職務	15人	29.4%	28%	19.6%
2級	高度な知識、経験を必要とする業務を行う主事、その他これらに相当する職の職務	6人	11.8%	12%	15.2%
3級	係長、所長、主査、技査、その他これらに相当する職の職務	13人	25.5%	28%	23.9%
4級	困難な業務を所掌する係長、所長、主査、技査、その他これらに相当する職の職務	9人	17.6%	14%	21.7%
5級	課長、事務局長、参事、室長の職務	1人	2.0%	4%	4.3%
6級	困難な業務を所掌する課長、事務局長、参事、室長の職務	7人	13.7%	14%	15.2%

備考 1 大宜味村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 期末手当・勤勉手当

大宜味村		国	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,278千円		—	
（平成30年度末支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.85月分 (0.9月分)		（平成29年度末支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.85月分 (0.9月分)	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10% 管理職加算 なし		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(8) 退職手当（平成30年4月1日現在）

大宜味村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.70900月分

最高限度額 47.7090 月分	47.70900 月分	最高限度額 47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~40%) (退職時特別昇給 無 )		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%) (退職時特別昇給 無 )	
1 人当たり平均支給額	21,444 千円	1 人当たり平均支給額	— 千円

備考 退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### (9) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 30 年度決算）			299 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）			5,339 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 30 年度決算）			40%
手当の種類（手当数）			4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
暴風雨時手当	職員	暴風雨時の勤務を命じられたとき	1 時間 500 円
感染症予防手当	予防業務に従事した職員	感染症患者の救護又は汚染の疑いのある場所での消毒作業等に従事したとき	1 回 1,000 円
火葬場勤務手当	火葬業務に従事した職員	火葬場に緊急に勤務したとき	1 件 3,000 円
精神病患者及び行旅病人死亡人取扱手当	住民福祉課及び建設環境課に所属する職員	行旅病人の救護又は精神障害者の入院措置の業務に従事したとき	1 回 700 円

#### (10) 時間外勤務手当（普通会計）

支給実績（平成 30 年度決算）	4,827 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）	62 千円
支給実績（平成 29 年度決算）	4,198 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）	57 千円

#### (11) 特別職の報酬等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	村 長	720,000 円
	副 村 長	584,000 円
	教 育 長	548,000 円

議員報酬	議長	263,000 円								
	副議長	218,000 円								
	委員長	211,000 円								
	議員	203,000 円								
期末手当	村長 副村長 教育長	(平成 30 年度支給割合) 3.15 月分								
	議長 副議長 委員長 議員	(平成 30 年度支給割合) 3.15 月分								
退職手当	村長 副村長 教育長	<table border="0"> <tr> <td>(算定方式)</td> <td>(支給時期)</td> </tr> <tr> <td>給料月額×勤続年数×500/100</td> <td>任期(4年)毎に支給</td> </tr> <tr> <td>給料月額×勤続年数×300/100</td> <td>任期(4年)毎に支給</td> </tr> <tr> <td>給料月額×勤続年数×250/100</td> <td>任期(3年)毎に支給</td> </tr> </table>	(算定方式)	(支給時期)	給料月額×勤続年数×500/100	任期(4年)毎に支給	給料月額×勤続年数×300/100	任期(4年)毎に支給	給料月額×勤続年数×250/100	任期(3年)毎に支給
(算定方式)	(支給時期)									
給料月額×勤続年数×500/100	任期(4年)毎に支給									
給料月額×勤続年数×300/100	任期(4年)毎に支給									
給料月額×勤続年数×250/100	任期(3年)毎に支給									

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

区分	勤務時間帯
勤務を要する日	月曜日から金曜日までの週 5 日間 (国民の祝日及び慰霊の日、年末年始を除く)
1 日当たりの勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (7 時間 45 分)
1 週間当たりの勤務時間	38 時間 45 分

#### (2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の 1 人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1 年について 20 日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

#### 年次休暇の状況 (平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)

総付与日数 A	総使用日数 B	全期間在職職員数 C	平均取得数 B/C	消化率 B/A
1,615.0 日	595.5 日	45 人	13.2 日	36.9%

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該機関中に育児休業又は分限休暇の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 半日については 0.5 日とし、時間数については 8 時間を 1 日と換算し計上しています。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

#### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況（平成 30 年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号	0	0		0
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号 及び第 2 項第 1 号	0	0	0	0
職に必要な的確性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号			0	0
条例に定める事由による場合	第 27 条第 2 項			0	0
地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した者					0
合計		0	0	0	0

備考 分限処分は、地方公務員法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいう。

##### (2) 懲戒処分の状況（平成 30 年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	0	2	0	0	2
合計		0	2	0	0	2

備考 懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいう。

#### 5. 職員のサービスの状況

##### (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、勤務時間及び職務上の注意力を全てをその職務遂行のために用い、住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念する義務があるが、法律や条例等に定めがある場合は、職務専念義務が免除される場合がある。

##### (2) 営利企業等の従事許可の状況（平成 30 年度）

地方公務員法第 39 条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	1 件	1 件

## 6. 職員の研修の状況

### 主な研修の状況（平成 30 年度）

研修場所	研修の名称	研修の内容	対象者	修了者数
沖縄県市町村 職員研修セン ター	新採用職員研 修	公務員としての基礎的知識を 習得し、業務、職場への適応能 力を養成する。	平成 30 年度当初 採用された職員又 は同研修未修了者	5 人
	一般職員第 1 部研修	業務を的確に遂行するための 基本法令を理解させる。	採用後 2 年以上 6 年未満の職員	1 人
	一般職員第 2 部研修	中堅職員として期待される役 割の理解、コミュニケーション 力の習得	採用後 6 年以上 9 年未満の職員	1 人
	一般職員第 3 部研修	中堅職員としての使命及び役 割、行政課題の認識	採用後 9 年以上の 職員	2 人
	監督者第 1 部 研修	管理監督に関する原理・原則の 理解、監督者としての伊敷と自 覚の確立	JST 基本コース未 受講の係長級の職 員	3 人
	監督者第 2 部 研修	中堅監督者としての政策形成 能力及び管理監督の応用能力、 調整能力の向上	係長級昇任後 5 年 以上の職員	1 人
	管理者研修	リーダーシップを発揮するた めの自己特性の分析、自己行動 の把握、影響力の向上策の習得	課長級の職員	2 人
	その他研修		希望する職員	7 人
市町村国際文 化研修所	これからの農 業を考える	農業の推進、生産・流通システ ムについて実務能力の向上	農業委員会の事務 局職員	1 人

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断等の実施状況（平成 30 年度）

区分	内容	対象者	受診者
職員健康診断	人間ドック	78 人	73 人
	脳ドック		1 人
	PET（癌）検診		1 人

### (2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 条）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

#### ① 公務災害（平成 30 年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

② 通勤災害（平成 30 年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害被害等		
0	0	0	0	0	0